

判例評釈

ストレンゲージ式トルクセンサ特許の技術的範囲と

「除くクレーム」訂正による拡大先願の回避

東京地判令和 8 年 7 月 14 日 令和 7 年（ワ）第 70116 号 特許権侵害差止等請求事件

〔トルクセンサ事件〕 東京地方裁判所民事第 47 部

Claude Opus 5

1 本評釈の要旨

本件は、東京地方裁判所民事第 47 部が、特許第 5710036 号「トルクセンサ」について、被告製品が本件各発明の技術的範囲に属し、かつ拡大先願（特許法 29 条の 2）・新規性・進歩性のいずれの無効主張も理由がないとして、差止め（同法 100 条 1 項）及び廃棄（同条 2 項）を全部認容した権利者勝訴事例である¹。

実務的核心は二点である。第一に、「中空円盤形状」「電源回路」という形状的・機能的なクレーム文言を、明細書の実施例（1 枚基板・単一の電源回路）に引きずられることなく文言どおりに解釈して充足を認めた点。第二に、請求項 1 につき「AD 変換回路（V/F 変換回路を除く）」との訂正を経ており、本件訴訟の審理時にはこれが確定していたことが、被告自身の先願（乙 4 文献）を引用例とする拡大先願の主張を封じる決め手となった点である¹。

権利者側にとっては「除くクレーム」による権利の防御的純化と、クレーム文言の抽象度の戦略的活用の成功例であり、被疑侵害者側にとっては実施例限定論・作用効果不奏功論の限界を示す教訓的事例といえる。

2 事案の概要

(1) 本件特許発明

本件特許（特許第 5710036 号「トルクセンサ」）は、ストレンゲージ式・非接触方式のトルクセンサに係る。従来の接触方式（スリップリング）には摩擦による初動トルク・温度上昇・摩耗粉の発生と定期保守の必要という問題があり、非接触方式にも処理回路の複雑化・大規模化や、回転軸側に充電池を設けることによる設置位置・設計自由度の制約という課題があった。本件発明は、軸

側基板に設けた検出回路でストレンゲージの微小信号を直接処理し、筐体側基板との間で検出信号の送受信と検出回路への給電を非接触で行うことにより、高精度計測と小型化の両立及び保守作業の不要化を図るものである¹。

本件発明1（請求項1）は、ストレンゲージからの電気信号を「AD変換回路（V/F変換回路を除く）によりデジタル信号に変換した検出信号」として非接触伝送する点に特徴がある。これに対し本件発明2（請求項2）の構成要件2Bには、AD変換及びV/F変換回路の除外は規定されておらず、代わりに、起歪部を「回転中心軸線を通る平面上に設けられ、軸対称且つ互いに離間して配置されている複数の平板」とする構成（構成要件2E）が特徴となっている¹。

（2） 当事者及び被告製品

原告は株式会社ロボテックであり、ユニパルス株式会社の関連会社として、ユニパルスの知的財産権を同社のために所有・管理する会社である。ユニパルスは、ストレンゲージ・荷重・変位・トルク・振動等のセンサ並びに光学機器・メカトロニクス機器・エレクトロニクス機器の製造販売等を行う会社である。被告はミネベアミツミ株式会社であり、機械加工部品、電子機器、電子部品、自動車部品及び半導体の製造販売等を目的とする会社である¹。

被告製品は、別紙被告物件目録記載の「低容量軸トルクメータ TMR S シリーズ」のうち、TMR S -0.5NM、TMR S -1NM及びTMR S -2NMである。判決は、被告製品の仕様上の最高回転数が1分当たり2万5000回転であると認定している¹。

（3） 訴訟の経過

本件特許は、ユニパルスが平成26年2月26日（原出願日は平成24年3月22日）に出願し、明確性要件違反及び進歩性欠如を理由とする拒絶理由通知を受けて手続補正書及び意見書を提出した後、平成27年3月13日に設定登録された。原告は、平成27年9月28日頃、ユニパルスから本件特許権を承継した¹。

原告は、令和6年8月8日に1回目の訂正審判請求をし、同年11月15日にこれを取り下げ、同日、2回目の訂正審判請求をした。2回目の訂正審判請求は、請求項1に関し「検出信号」を「AD変換回路（V/F変換回路を除く）によりデジタル信号に変換した検出信号」に限定して「AD変換回路」から「V/F変換回路」を除いた構成とするとともに、請求項2に関し引用関係を解消する内容であった。特許庁は令和7年1月29日に2回目の訂正審判請求を認める旨の審決をし、同審判は確定した（本件訂正）¹。

※ 1 回目の訂正審判請求を取り下げた理由については、原告が、審判合議体から「信号をV/F変換する

こと」は「アナログ信号をデジタル信号に変換すること」に含まれ乙 4 発明と区別できない旨の指令を受けたため審判官の助言に従ったものであると主張している。これは拡大先願の争点に関する原告の主張として判示されているものであり、裁判所が前提事実として認定したものではない¹。

被告は、令和 6 年春頃から被告製品を販売するための宣伝を開始し、被告製品を製造し、販売している。また、被告製品について英文のカタログを配布し、被告製品を輸出している¹。

請求は、特許権侵害に基づく差止め及び廃棄である。当初は独占的通常実施権者であるユニパルスが民法 709 条に基づく損害賠償を併合請求していたが、令和 8 年 4 月 23 日の第 7 回弁論準備手続期日において請求を放棄した。同日口頭弁論が終結し、本判決は差止め及び廃棄のみを判断している¹。

3 争点

争点 1 技術的範囲の属否。ア「中空円盤形状」（構成要件 1B、2B）の充足性、イ「電源回路」（構成要件 1D、2D）の充足性。

争点 2 本件発明 1 の無効理由。ア拡大先願（乙 4 発明）、イ新規性欠如（乙 5 発明）、ウ進歩性欠如（乙 5 発明）。

争点 3 本件発明 2 の無効理由。進歩性欠如（乙 5 発明）。

被告製品が構成要件 1A・1C・1E 及び 2A・2C・2E・2F を充足することは当事者間に争いがなく、充足性の争点は上記 2 点に絞られた。もっとも被告製品の構成自体には争いがあり、原告主張の構成と被告主張の構成が別紙として併記されている¹。

4 判旨

（以下は判決文に記載された裁判所の認定・判断であり、評者の見解ではない。当事者の主張にとどまる事項はその旨を明記した。）

（1）技術的範囲の属否 ―― いずれも充足

ア 「中空円盤形状」について。裁判所は、被告製品のロータ基板がセンサ側壁材・コイル側壁材の 2 枚の壁材と 8 本の柱材とが一体的に構成されたものであり、各壁材が四方に配置された直線部と曲線部とから成る外形を有することを認定したうえで、直線部により設けられた切り欠きは壁材全体のうちごくわずかな部分にとどまるから、各壁材の形状はなお「円盤形状」というべきであるとして、構成要件 1B 及び 2B の充足を認めた¹。

被告の主張については、①構成要件 1B 及び 2B には「軸側基板」が 1 枚の基板により構成されていなければならないという限定は設けられておらず、特許請求の記載が実施例に限定されるわけではなく、図 1 もあくまで「好適な一実施形態」として開示されているから被告の主張はそれ自体失当である、②仮にロータ基板を「立体形状」と捉えても形状が「円盤形状」であることに変わりはなく、構成要件 1B 及び 2B は厚みについて何ら制限を設けていない、として排斥した¹。

また、③構成要件 1B 及び 2B は「中空円盤形状」という基板の形状それ自体を要件とするものであって、その作用効果の有無を要件とするものではないから、被告製品が本件各発明の効果を奏するか否かは充足性の判断を左右しないと判示した。そのうえで、この点を措くとしても、仕様上の最高回転数が 1 分当たり 2 万 5000 回転であること、手動で回転させた場合の停止角度位置がその都度異なることから、重心が偏心しているとは認められないとし、被告の主張が第 2 準備書面の記載と第 4 準備書面の記載とで明らかに整合しないことも指摘した¹。

※ 「円盤形状」の技術的意義を回転バランスの調整の容易化・トルク測定精度の向上に求め、その根拠として審査段階の意見書を挙げるのは原告の主張であり、被告はこれに対し本件明細書にそのような言及はないと反論していた。裁判所は、上記のとおり作用効果を充足性の要件としない立場を採ったため、この論点に正面から判断を示していない¹。

イ 「電源回路」について。裁判所は、構成要件 1D 及び 2D にいう「電源回路」とは構成要件 1C 及び 2C の「外部から供給された電力を前記出力回路に供給する電源回路」を指すから、「回転トランス」に給電する「電源回路」は「出力回路」に電力を供給する「電源回路」である必要があるとの前提を確認した。そのうえで、各請求項の記載からすれば「電源回路」は外部から供給された電力を出力回路に供給するとともに回転トランスに給電する機能を有すれば足り、直流電圧に変換する機能と交流電圧に変換する機能とがあるからといって回路を更に細分化し各機能ごとに別の「電源回路」を構成すると解する合理的理由は見当たらない、と判断した¹。

さらに本件明細書【0013】【0015】の記載にも照らし、「電源回路」とは単に外部から電力の供給を受けて内部の必要な部位に供給するための回路をいうと解するのが相当であるとし、被告主張のブロック図を前提としても、被告製品のコネクタから電力の供給を受けて出力回路及び回転トランスに電力を供給する一体の構成が「電源回路」に該当するとして、構成要件 1D 及び 2D の充足を認めた¹。

(2) 拡大先願（乙 4 発明、特許法 29 条の 2）—— 無効事由なし

乙 4 文献（特開 2013-156230「トルク変換器」）は、被告（当時の商号は「ミネベア株式会社」）が本件特許の原出願日である平成 24 年 3 月 22 日より前の同年 1 月 31 日に出願し、平成 25 年 8 月

15 日に公開された公開特許公報である¹。

裁判所は、本件訂正前の発明 1 と乙 4 発明は同一と考えられるとしつつ、乙 4 文献に記載されている電気信号の伝達に係る技術的事項は、請求項 2 及び明細書【0012】【0013】によれば電圧を周波数に変換することのみであり、その具体的手段として V/F 変換モジュールを用いることが実施形態として記載されているにすぎないと認定した。すなわち、乙 4 文献にはアナログ信号をデジタル信号に変換する機能について記載も示唆もないとして、この点で乙 4 発明は本件発明 1 と相違すると判示した¹。

被告の技術常識参酌の主張についても、乙 4 発明が開示するのは V/F 変換モジュールが電圧をこれに応じた周波数を有するパルス信号に変換すること、すなわち電圧を周波数に変換することのみであり、アナログ信号をデジタル信号に変換する機能については記載も示唆もない以上、採用できないとした¹。

(3) 新規性（乙 5 発明）—— 無効事由なし

乙 5 文献（独国特許出願公開 D E 102010031064 号明細書）は、2010 年 7 月 7 日に出版され、2012 年 1 月 12 日に公開された文献である¹。

裁判所は、構成要件 1B 及び 1C の二点で相違を認定した。1B については、乙 5 文献の第 2 の実施形態に関する記載は貫通孔 15 を電子モジュール 11 などの電子的構成要素の配置に「使用できる」とするにすぎず、また同文献はプリント回路基板 14a がコイル 6a を配置するためのものであることのみを記載し、電子モジュール等その他の回路構成を配置するためのものであることは記載していないから、「プリント回路基板 14a」には本件発明 1 の「検出回路」に相当する「電子モジュール 11」が実装されているとはいえないとした¹。

1C については、乙 5 文献にいう「エネルギー源」は電池等の電力エネルギーの源となる構成を意味し、外部電力が供給される電源回路を意味しないと解され、「エネルギー源 13a」と「電源 8」ないし「エネルギー源 8」との関係についても明細書に記載も示唆もない。また、評価ユニット 13 が信号 S を評価した後にこれを外部に出力することを示す記載もない。したがって、外部から供給された電力を出力回路に供給する「電源回路」に相当する構成及び「検出回路からの検出信号を受信して外部に出力する出力回路」に相当する構成のいずれも開示されていない点で相違するとした¹。

(4) 本件発明 1 の進歩性（乙 5 発明）—— 無効事由なし

裁判所は、乙 5 文献の第 2 の実施形態にはプリント回路基板 14a がコイル 6a を配置するためのものであることのみが記載され、電子モジュール 11 を含む検出回路の構成要素をスリーブ 2 から突出

した端部領域 V に設けることは何ら示唆されていないとした。さらに技術的にみても、検出回路の構成要素を端部領域 V に設けた場合にはトルク測定時に回転する際に振動及びひずみが生じやすくなると解されるから、被告の主張する構成とすることには技術的な障害が生ずるというべきであるとして、相違点 1B につき容易想到とはいえず、他の構成要件について判断するまでもなく進歩性を肯定した¹。

(5) 本件発明 2 の進歩性（乙 5 発明）—— 無効事由なし

裁判所は、本件発明 2 の構成要件 2A・2C・2D・2F がそれぞれ本件発明 1 の構成要件 1A・1C・1D・1E と同一であることを前提に、本件発明 1 と乙 5 発明とが構成要件 1B で相違する以上、本件発明 2 と乙 5 発明とは構成要件 2B においても相違するとし、上記(4)と同様の理由により容易想到とはいえないとした。そのうえで、被告が主張した相違点（構成要件 2E＝複数平板の起歪部）及び乙 6 発明・乙 7 周知技術（ケージ型測定体）の適用可能性については、「他の構成要件について判断するまでもなく」として判断を留保した¹。

以上より、裁判所は被告製品が本件各発明の技術的範囲に属し、無効事由はいずれも存在しないとして、差止め及び廃棄請求を全部認容し、訴訟費用を被告の負担とした¹。

5 検討

（以下は評者の分析・評価であり、判決がそのように述べているものではない。）

(1) クレーム解釈 —— 実施例限定論の否定

「中空円盤形状」「電源回路」の解釈は、いずれも被告の「明細書の実施例（1 枚の真円基板、単一の電源回路）」に限定すべき」との主張を斥け、クレーム文言を文言どおりに解した点で一貫している。これは、特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定めるとする特許法 70 条 1 項、及び明細書の記載を限定的に取り込むことに慎重な最判平成 3 年 3 月 8 日（リパーゼ事件）の考え方と整合的である⁴。もっとも本件は侵害訴訟における技術的範囲確定の場面であり、リパーゼ判決の直接の射程（査定系における発明の要旨認定）とは局面を異にするが、「クレームに記載のない限定を実施例から読み込まない」という基本姿勢は共通する。

「電源回路」の解釈は、機能的クレーム文言に対する合理的で説得力ある判断である⁵。ただし、判決が認定したのは、被告製品において共通のコネクタから電力供給を受け、途中で 2 系統に分岐して出力回路と回転トランスに給電するという具体的構成が一体の「電源回路」に当たるということであって、あらゆる物理的分割が常に一体と評価されるとまで判示したものではない。本件のよ

うに共通の電源入力から分岐する一体の電源系である限り、回路を細分化して各機能ごとに別回路と構成することによる回避（いわゆる設計的迂回）は困難である、という射程で理解すべきであろう。

他方、「作用効果の有無は充足性の要件でない」との判示は、形状要件の充足を作用効果論で覆そうとする被告の試みを封じた点で正当である。理論的には、クレーム文言の技術的意義を作用効果から画定する場面と、単なる充足性の判断を作用効果で左右させない場面とは区別を要するが、本件は「中空円盤形状」という形状語の外延が問題となった事案であり、形状該当性を作用効果不奏功で否定できないとした結論は妥当であろう。

(2) 「除くクレーム」訂正による拡大先願回避——本判決の白眉

本件で最も戦略的示唆に富むのは、請求項 1 につき「V/F 変換回路を除く」との訂正がされ、本件訴訟の審理時にはこれが確定していた点である。裁判所自身が訂正前の発明 1 と乙 4 発明は同一と考えられると述べているとおり、訂正前のクレームであれば拡大先願で無効とされた可能性が高い¹。訂正により、乙 4 が開示する V/F 変換（電圧から周波数へのパルス信号化）を明示的に技術的範囲から除外し、本件発明 1 を V/F 変換以外の A/D 変換によるデジタル化に純化させたことが、同一性の否定に直結した。

「除くクレーム」型の減縮訂正が新規事項の追加に当たらず有効となし得ることは、知財高判平成 20 年 5 月 30 日（平成 18 年（行ケ）第 10563 号「ソルダーレジスト」事件大合議判決）が示した基準——「明細書又は図面に記載した事項」とは当業者によって明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、新たな技術的事項を導入しないものであるときは記載範囲内である——以来の枠組みで許容されている⁶。本件はその実務的活用が侵害訴訟の帰趨を決した好例といえる。

※ なお、本判決は本件訂正の訂正要件適合性それ自体を判断したものではない。本判決は、特許庁による訂正認容審決が確定したことを前提として、訂正後のクレームと乙 4 発明との同一性を判断している¹。

(3) 拡大先願における同一性判断と技術常識の参酌

被告は、進歩性判断で用いられる技術常識の参酌を同一性判断にも及ぼし、乙 4 文献に V/F 変換回路以外の A/D 変換回路も「記載されているに等しい事項」として把握できると主張した。特許法 29 条の 2 の判断においても、先願明細書に「記載されているに等しい事項」を把握するために技術常識を参酌すること自体は認められる。しかし、進歩性判断のように、開示されていない構成を想到可能性によって補うことはできない⁷。

乙4文献に記載も示唆もないAD変換機能を技術常識によって補うことは、「記載されているに等しい事項」の範囲を超えるというべきであり、参酌の前提自体を欠くとした本判決の判断は堅実である。

※ なお、乙4文献の出願人は被告（当時の商号ミネベア株式会社）であり、本件特許の出願人はユニパルスであるから、法29条の2の主体的要件（発明者及び出願人の非同一性）は本件で争点となっておらず、判決も判断を示していない¹。

(4) 進歩性における阻害要因（技術的障害）の認定

発明1の進歩性判断において、裁判所は乙5の構成で検出回路の構成要素を端部領域Vに配置すると振動・ひずみが生じるという技術的障害を認定し、容易想到性を否定した¹。周知技術・技術常識を援用する場合であっても論理付けの検討を省略できず、動機付け、阻害要因及び技術的障害を実質的に検討するという進歩性判断の一般的枠組みと整合する判断である⁸。

(5) 本件発明2における判断留保——説得力に疑問が残る点

評者が最も評釈的関心を持つのは、本件発明2の進歩性判断において、裁判所が構成要件2B（＝本件発明1の1Bと同じ相違点）のみで結論を出し、当事者が主戦場としていた構成要件2E（複数平板の起歪部）及び乙6・乙7（ケージ型測定体）の適用可能性・動機付け——中実シャフト型（大トルク用）とケージ型（微小トルク用）の用途・構造の相違による適用阻害——について「判断するまでもない」として踏み込まなかった点である¹。

訴訟経済上は合理的な最短ルートの論証であり、結論に影響しない争点をあえて判断しない手法は正当化され得る。しかし、当事者が精力的に攻防した2E・動機付けの論点は、同種のケージ型トルクセンサをめぐる将来の紛争において先例的価値を持ち得たテーマであり、判断が示されなかったことは実務家にとって物足りない。控訴審で2Bの相違点認定が覆れば、2E・動機付けの判断が改めて必要となる構造的リスクも残っている。

6 実務上の示唆

(1) 権利者（特許権者）側

- ① 「除くクレーム」による権利の防御的純化。想定される先行技術、とりわけ被疑侵害者自身の先願との重複を「除くクレーム」で除去しておく戦略の有効性が示された。侵害警告・提訴に先立って無効理由サーチを行い、必要な訂正審判を確定させてから権利行使する運用が有効である。主要な無効理由を数件に絞って評価し、いずれも訂正で回避可能かを確認しておくこと

が望ましい。

- ② クレームドラフティング。形状・機能を表す語を特定の実施例に縛られない抽象度で記載しておくことが、広い技術的範囲の確保に資する。ただし抽象度が高いほど新規性・進歩性・サポート要件・明確性のリスクも上がる。なお本件では、「円盤形状」の技術的意義（回転バランスの調整の容易化・測定精度の向上）は審査段階の意見書に記載したと原告が主張したのに対し、被告から本件明細書にはそのような言及がないと反論された（意見書（乙3）の提出自体は前提事実として認定されているが、その記載内容は原告の主張として判示されている）。作用効果は明細書本体に記載しておくのが安全である。
- ③ 差止め中心の権利行使。本件では独占的通常実施権者が損害賠償請求を放棄し、特許権者による差止め・廃棄請求のみで実効性ある救済を得た。独占的通常実施権者固有の差止請求権については学説・裁判例とも否定的に解されており⁹、差止めは特許権者名義で行うのが定石であることを再確認させる。

(2) 被疑侵害者側

- ① 実施例限定論・作用効果不奏功論の限界。クレーム文言に限定がない以上、「明細書の実施例と違う」「本件発明の効果を奏しない」という主張は充足性を覆しにくい。回路を物理的に分割する等の設計的迂回も、機能に着目したクレーム解釈の前では効果が乏しい。
- ② 主張の一貫性。本件では被告の準備書面間の主張不整合が判決文中で明示的に指摘された。技術的主張は書面間で整合させる必要がある。
- ③ 無効主張の質。拡大先願の同一性判断において、開示されていない構成を技術常識による想到可能性で補う議論は通りにくい。自社先願を引用例とする場合、相手方の「除くクレーム」訂正によって同一性が切断されるリスクを織り込むべきである。また、営業秘密を理由に回路構成の開示をブロック図にとどめる対応は、かえって非充足の立証を弱める可能性がある。

(3) 権利保有スキームへの含意

本件で採られたような、知財保有・管理会社である特許権者が差止め・廃棄を請求し、独占的通常実施権者が自己の損害について損害賠償を請求するという構造は、グループ内で権利保有と事業を分離している企業にとって参考になる。もっとも、これは法律上必須の役割分担ではなく、特許権者自身も損害の発生等の要件を満たせば損害賠償を請求できる。請求の組立てと取捨（本件における実施権者の請求放棄）を予め設計・文書化しておくことが有用である。

7 残された課題と控訴審の見通し

被告が控訴した場合、知財高裁における主たる争点は、①「中空円盤形状」「電源回路」の限定解釈の当否、②「V/F変換回路を除く」訂正を前提とした乙4発明との同一性、③乙5発明の構成要件1B・1C該当性、に収斂すると予想される。

このうち③については、地裁が乙5発明との間に構成要件1B（プリント回路基板14aに電子モジュール11が実装されていないこと）と構成要件1C（外部電力を出力回路に供給する電源回路及び外部に信号を出力する出力回路が開示されていないこと）という二つの独立した相違点を認定していることに留意を要する。すなわち、乙5の構成要件1Bに関する認定が覆れば、地裁が同相違点のみを根拠として判断した進歩性については、構成要件1Cを含む残余の相違点の容易想到性を改めて検討する必要があるが生じる。他方、新規性の結論が覆るためには、構成要件1Bだけでなく構成要件1Cに関する相違点認定も併せて覆る必要がある¹。

また、本件発明2について地裁が判断を留保した構成要件2E・乙6/乙7の動機付け論は、控訴審で2Bの相違点認定が争われれば改めて審理対象となり得る。

8 留保事項

確認事実と分析の区別 判旨・争点・当事者・時系列・クレーム文言・技術的範囲に関する裁判所の判断（本評釈2～4）は、いずれも判決文原本に基づく確認済み事実である。これに対し、5～7に記載した位置づけ・分析・批評・見通しは評者の見解であり、判決がそのように述べているものではない。

当事者の主張と認定事実の区別 1回目の訂正審判請求を取り下げた理由（審判合議体からの指令・審判官の助言）は、拡大先願の争点に関する原告の主張として判示されているものであり、裁判所が審判記録を確認して事実認定したものではない。前提事実として確定しているのは、令和6年8月8日の1回目の訂正審判請求、同年11月15日の取下げと同日の2回目の請求、令和7年1月29日の訂正認容審決、及びその後の同審判の確定という経過である。

訂正の確定時期 令和7年1月29日は審決日であり、判決文には確定日の記載がない。また判決文には訴え提起日の記載がないため、訂正確定と提訴の前後関係は判決文からは確定できない。本評釈では「本件訴訟の審理時には訂正が確定していた」との限度で記述している。

控訴審の帰趨 控訴の有無及び控訴審の帰趨に関する記述は評者の予測であり、確定した事実ではない。本評釈作成時点で、本件についての知財高裁控訴審事件番号は確認できていない。

表記 「軸対象」（正しくは「軸対称」）は、判決が引用する本件明細書【0007】等の原文の表記であり、判決自身が「判決注：原文ママ」と注記している。本評釈では原文のままとした。なお請求項2の文言は「軸対称」である。

参考文献

〔一次資料〕

- 1) 東京地方裁判所民事第47部判決 令和8年7月14日 令和7年（ワ）第70116号 特許権侵害差止等請求事件（トルクセンサ）。裁判長裁判官 廣瀬孝、裁判官 池田幸子、裁判官 松尾恵梨佳。判決文は裁判所ウェブサイト裁判例検索システムに掲載（<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-96859.pdf>）。特許第5710036号「トルクセンサ」の特許請求の範囲及び明細書【0001】～【0015】、特開2013-156230「トルク変換器」（乙4文献）、独国特許出願公開DE 102010031064号明細書（乙5文献）、実願61-140538号（乙6文献）、Rainer Schicker=Georg Wegener, Measuring Torque Correctly（2002年、乙7文献）の各内容は、いずれも同判決を通じて確認したものである。各公報等の原本による直接確認は別途行うことが望ましい。
- 2) 知財ポータルサイト I P F o r c e 「令和7（ワ）70116 特許権侵害差止等請求事件（トルクセンサ）」判決全文掲載ページ（<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14953>）。上記1の判決文の全文（別紙当事者目録・被告物件目録・被告製品の構成を含む）を掲載。

〔補足資料〕

- 3) ミネベアミツミ株式会社「低容量軸トルクメータ T M R S シリーズ」製品情報（2024年6月26日新製品告知。定格 0.5 N・m、精度 0.03% R.O.、最高回転数 25,000rpm、応答 6kHz）。被告製品の同定は上記1の別紙被告物件目録により確定しており、本資料は製品仕様の補足として参照したものである。

〔評釈上参照した判例・文献〕

- 4) 最高裁判所第二小法廷判決 平成3年3月8日 民集45巻3号123頁（リパーゼ事件）。
- 5) 三山峻司「機能的クレームのクレーム解釈と記載要件等について」パテント71巻11号（別冊No.20、2018年）55～73頁。
- 6) 知的財産高等裁判所大合議判決 平成20年5月30日 平成18年（行ケ）第10563号（ソルダーレジスト「除くクレーム」事件）。
- 7) 特許庁「特許・実用新案審査基準 第三部第3章 拡大先願（特許法第29条の2）」、及び石川洋一「特許法29条の2の発明の同一性判断における技術常識の参酌」パテント61巻11号（2008年）22～32頁。
- 8) 特許庁 産業構造審議会審査基準専門委員会ワーキンググループ参考資料「各種文献にみられる進歩性についての主な指摘——論理づけの観点」（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/03-shiryou/08.pdf）。
- 9) 奥村直樹「専用実施権設定後の特許権者による差止請求権」パテント60巻9号（2007年）17～24頁（独占的通常実施権者固有の差止請求権に関する学説・裁判例の整理。中山信弘『工業所有権法（上）特許

法』448 頁の見解を含む）。

（注）文献 5・7・9 の巻号・掲載頁は日本弁理士会の公開資料により確認した。文献 9 の著者名はパテント 2007 年年間索引により確認済みである。文献 5 及び文献 7 の著者名は校閲過程で補記したものであり、原典による直接確認は未了である。